

平成23年8月  
市川市臨時教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成23年8月臨時教育委員会会議録

- 1 日 時 平成23年8月10日（水） 午後5時30分 開議
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会期の決定
  - 3 議事日程の決定
  - 4 会議録署名委員の指名
  - 5 議案第23号 市川市スポーツ振興審議会条例の一部改正に関する意見聴取について  
議案第24号 市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見聴取について  
議案第25号 平成23年度市川市一般会計補正予算（第2号）に関する意見聴取について  
議案第26号 平成22年度市川市一般会計決算に関する意見聴取について
  - 6 その他
  - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第23号 市川市スポーツ振興審議会条例の一部改正に関する意見聴取について  
議案第24号 市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見聴取について  
議案第25号 平成23年度市川市一般会計補正予算（第2号）に関する意見聴取について  
議案第26号 平成22年度市川市一般会計決算に関する意見聴取について
- 5 出席委員 宇田川 進  
吉岡 博之  
五十嵐 芙美子  
中村 ふじ江

田中 庸惠

6 欠席委員 内田 茂男

7 出席職員、職・氏名

|           |        |          |        |
|-----------|--------|----------|--------|
| 教育次長      | 岡本 博美  | 教育総務部長   | 下川 幸次  |
| 学校教育部長    | 古山 弘志  | 生涯学習部長   | 倉橋 常孝  |
| 保健スポーツ部長  | 横谷 薫   | 教育総務部次長  | 高坂 哲   |
| 学校教育部次長   | 藤間 博之  | 生涯学習部次長  | 角来 富美枝 |
| 保健スポーツ部次長 | 林 芳夫   | 教育政策課長   | 大野 英也  |
| 人事福利担当室長  | 竹中 秀成  | 就学支援課長   | 高橋 まゆみ |
| 教育施設課長    | 金子 登志夫 | 義務教育課長   | 赤石 欣弥  |
| 指導課長      | 押田 敏郎  | 保健体育課長   | 水嶋 雅   |
| 教育センター所長  | 平山 淳子  | 生涯学習振興課長 | 丸山 賢治  |
| 地域教育課長    | 鈴木 栄司  | 青少年育成課長  | 安部 幸弘  |
| 中央図書館長    | 松本 雅貴  | スポーツ課長   | 平田 勝義  |

8 事務局職員、職・氏名

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 教育政策課 | 主 幹 | 竹内 博之 |
| 〃     | 副主幹 | 近藤 孝子 |
| 〃     | 副主幹 | 宮内由美子 |
| 〃     | 副主幹 | 岡田 靖弘 |
| 〃     | 副主幹 | 関原 一久 |
| 〃     | 主 査 | 吉成 悟  |

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成23年8月臨時教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。まず、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、五十嵐委員、中村委員を指名いたします。続きまして、議事5議案に入ります。議案第23号 市川市スポーツ振興審議会条例の一部改正に関する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ スポーツ課長

本条例の一部改正につきましては、スポーツ振興法の全部が改正されたことに伴い条文の整備を行うほか、所要の改正を行う必要があることから、条例案を9月議会に提出するものであります。条例改正のポイントといたしましては、法の改正により「スポーツ振興審議会」が「スポーツ推進審議会」となったことにより、条例題名を「市川市スポーツ振興審議会条例」から「市川市スポーツ推進審議会条例」に改めるとともに、条文をスポーツ基本法に沿って整備させていただくものであります。また、スポーツ推進計画の審議会への意見聴取に係る条文が削除されたことにより、審議会の任務として条例に追加するものであります。以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第23号につきましては、教育委員会として市長への意見は、なしということよろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、本案に対する教育委員会の意見は、なしといたします。次に議案第24号 市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

資料は8ページから11ページでございます。これまでのいきさつにつきましては、平成22年8月に公立幼稚園の今後のあり方についてを幼児教育振興審議会に諮問させていただき、同年11月に同審議会から答申をいただいたところでございます。その答申の骨子といたしましては、基本的な方向については、当面、北部、中部、南部の3園を基幹園として残し公の役割を果たす

ことが望ましい。その他の園については、廃園可能となった園から順次廃園を検討していくこととするとされたところでございます。次に、短期的な方向といたしまして、就園率の低い稲荷木幼稚園につきましては、廃園の方向で検討していくことが望ましい、就園率が低く今後も低下が見込まれる二俣幼稚園については、当面、休園の方向で検討していくことが望ましいとしております。最後に、将来的な方向性につきましては、現在、国が進めている幼稚園、保育園等の一体化施策の動向を見きわめた上で決定していくことが望ましいとの答申をいただいたところでございます。また、平成23年1月の定例教育委員会においては、この11月の答申に沿って検討、実施していくものとし、短期的な方向性としていたしましては、稲荷木幼稚園の廃園については慎重に進める必要があることから、平成26年3月末の廃園を目途に手続を進めることが教育委員会の方針として決定されたところでございます。そこで、今回の議案は、平成23年9月市川市議会定例会に提出する市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正についての議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき委員会に意見を求められたことから伺うものでございます。改正内容につきましては、9ページから11ページをごらんください。平成25年度末をもって稲荷木幼稚園を廃園するに当たり、第2条の表の市川市立稲荷木幼稚園の項を削り、第9条の見出しを「知的障害特別支援学級の設置」に改め、同条中の「市立稲荷木幼稚園に言語治療教室」を削ります。なお、この条例の施行日は平成26年4月1日となっております。また、平成25年度に稲荷木幼稚園に入園できる学齢を「5才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。」の1項を附則に加え、この改正規定は平成25年4月1日から施行することとしたところでございます。そこで、なぜ平成26年4月1日施行なのかということですが、9月議会でご審議いただき可決されますと、この秋に募集いたします来年4月の入園児の保護者に廃園の予定をきちんと予告させていただいた上で入園していただき、当該児童が卒園するまで園を存続させ、卒園を見送ってから廃園にしたいと考えているからでございます。また、第9条で削除を予定しております言語治療教室につきましては、平成26年4月1日の稲荷木幼稚園の廃園までには検討してまいりたいと考えているところでございます。ご説明は以上のとおりでございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

条例についてはいいのですが、今言った言葉の教室の存続とかは、どこでどうのように検討をされることを考えていらっしゃいますか。

○ 就学支援課長

言葉の教室の存続につきましては、大変重要なことであるため、今後、ほかの幼稚園に移すことも視野に入れながら、検討していくところでございますが、まだ決定には至っておりません。先ほど申し上げましたように、26年4月1日の廃園までの間に、まだ期間がございますので、その間で検討していきたいと考えているところでございます。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第24号につきましては、教育委員会として市長への意見は、なしということでもよろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、本案に対する教育委員会の意見は、なしといたします。次に議案第25号 平成23年度市川市一般会計補正予算（第2号）に関する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

資料は議事日程の12ページから13ページでございます。本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、市長から意見を求められましたことから、教育委員の皆様にご意見を伺うものでございます。それでは13ページをお願いいたします。まず、歳入からご説明いたします。第14款県支出金第3項委託金第5目教育費委託金についてご説明いたします。これは、学校図書館を活用した指導の多面的な展開により、児童生徒の読解力、言語力、情報の収集、活動能力をはぐくむとともに、みずからの主体的に学ぶ技能や意欲・態度を養う効果的な指導の展開を目指し、学校図書館の活用方策に関する実践的な調査研究について、文部科学省から委託されたことから、この委託金100万円について歳入に計上するものでございます。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。まず、第1項教育総務費第4目教育センター費についてご説明申し上げます。これは、歳入で今ご説明申しましたとおり、文部科学省より委託された学校図書館の有効な活用方法に関する調査研究事業を実施するため、報償費と需用費について、合計で歳入と同額の100万円を計上するものでございます。続きまして、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項幼稚園費についてご説明いたします。これらはいずれも教育施設の施設修繕料の増額補正を行うものでございます。ことし3月の東日本大震災の影響によりまして損傷した教育施設の復旧につきましては、本年6月補正予算で工事費を増額して対応しているところでございますが、地震発生後、給排水設備やエキスパンションジョイントなどの小破修繕につきましては、本年度既定予算を執行し、緊急に対応し

てきたところでございます。また、消防設備や建築物点検などの法定点検の結果、当初予算では見込めなかった緊急を要する修繕箇所が発生いたしましたことから、当初予算に不足が生じまして増額補正をお願いするものでございます。続きまして、第7項社会教育費第4目図書館費についてご説明いたします。これは、長期継続契約の市川市生涯学習センター施設総合管理業務委託の契約更新に伴う一般競争入札を実施し、その差金が生じたため、減額補正を行うものでございます。説明は以上でございます。なお、ご質問等につきましては、各担当課長よりお答えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第25号につきましては、教育委員会として市長への意見は、なしということによろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、本案に対する教育委員会の意見は、なしといたします。次に議案第26号 平成22年度市川市一般会計決算に関する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、市長から意見を求められましたことから、教育委員の皆様にご意見を伺うものでございます。それでは、こちらの別冊の資料、平成22年度市川市教育委員会決算書〔概要〕をごらんいただきたいと思います。初めに歳入からご説明申し上げます。1ページ、2ページをお願いいたします。この表の一番上の数字をごらんいただきたいと思います。当初予算額36億2,001万円に補正予算額などの1億6,310万5,414円を合わせたものが予算現額でございまして、総額で37億8,311万5,414円となっております。歳入として徴収しようとした金額であります調定額につきましては33億5,567万3,192円となっております。この歳入として見込んだうち実際に入ってきた金額が収入済額となりますが、平成22年度では32億8,158万4,638円を収納しております。予算現額に対します収入済額の割合は、収入率86.7%、5億153万776円の減額となっております。この減額となりました主な理由につきましては、2ページをお願いいたします。第20款市債におきまして、小中学校の耐震補強事業及び小中特別支援学校の校内情報ネットワーク敷設事業に係る国庫補助金が増額となりましたことにより、その分、市債が減となったこと、また、同じく小中学校の耐震補強工事のうち事業計画上23年度へ繰り越すものが生じたこと、さらに菅野公民館新設工事におきまして、ことし3

月の東日本大震災により建設部材の調達に支障が生じまして、平成23年度への繰り越しが必要となったことから、その財源としての市債も繰り越し、予算現額に対しまして5億210万円の減となったものでございます。続きまして3ページをごらんください。歳出についてご説明申し上げます。まず、表の一番上の数字をごらんください。当初予算額に補正・流充用等を合算いたしました予算現額は158億893万9,428円となっておりますが、実際に支出いたしました決算額としましては147億5,895万7,130円となっております。翌年度に繰り越した金額は7億140万1,750円で、内容につきましては、小中学校の校舎改修事業及び幼稚園の園舎改修事業、小中学校の耐震補強事業、菅野公民館新設事業のほか、中学校及び図書館の図書整備事業において、平成22年度末に補助金の交付が決定されたため、スケジュール的に年度内の事業完成が見込めないことから、翌年度に繰り越したものでございます。不用額につきましては3億4,858万548円で、執行率は93.4%となっております。不用額の主なものにつきましては、第1項教育総務費第2目事務局費におきまして、給食調理員や事務員などの勤務日数が見込みより減となったこと、非常勤の学校用務員等の配置人数が見込みより少ない配置となったこと等によりまして、賃金で約870万円、私立幼稚園等子育て支援金、私立幼稚園幼児教育振興費補助金等において補助対象人数が減となりましたため、負担金補助及び交付金で約2,450万円、私立大学、私立専修学校等への入学準備金の貸付件数が見込みより減となりましたため、貸付金で約1,780万円などが不用額となっております。次に、第2項小学校費第1目学校管理費におきましては、施設管理委託、太陽光発電システム工事費等の入札の実施等によりまして差金が生じ、委託料で約1,820万円、工事請負費で約5,880万円が不用額となっております。第2目教育振興費では、校内情報ネットワークケーブル敷設工事の入札の実施等による差金が生じたこと等から、工事請負費において2,420万円の不用額となっております。また、第3項中学校費第1目学校管理費でも、第2項小学校費と同様に施設管理委託、太陽光発電システム設置工事等の入札等により差金が生じまして、委託料で約1,390万円、工事請負費で約1,690万円の不用額となっており、教育振興費でも同様に校内情報ネットワークケーブル敷設工事の入札差金が生じたこと等から、工事請負費で約860万円の不用額となっております。次に、第4項学校給食費では、給食調理に用いるガスの単価が見込みより減となりましたため、需用費で約210万円、給食調理業務委託において予定していた給食調理の業務日数がことし3月の大震災によりまして見込みを下回りましたこと等から、委託料において約420万円が不用額となっております。次に、第5項幼稚園費ですが、時間外手当が見込みを下回ったこと等から、職員手当等で約430万円、園舎改修工事において入札差金等が生じたことにより、工事請負費において約440万円が不用となっております。次に、第6項学校保健費になりますが、

時間外手当や扶養手当が見込みを下回りましたことにより、職員手当等で約170万円、部活動等の地域指導者が見込みより減となったこと、小中学校の各種体育大会用の報償品に入札差金が生じたこと等から、報償費で約160万円、小児生活習慣病検診の1人当たりの単価が入札により減となりましたこと等から、委託料で約640万円の不用額が生じたものでございます。続きまして、第7項社会教育費についてでございます。第1目社会教育総務費では、時間外手当、休日勤務手当等が見込みを下回ったことにより、職員手当等で約400万円、成人式及び還暦式の参加者に贈る記念品において入札差金が生じたことにより、報償費で約140万円、学校プール開放事業において耐震補強工事によりプール開放を実施しなかった学校があったこと、コミュニティクラブ事業においては、東日本大震災以降の活動が中止になったことにより、委託料で約160万円の不用額が生じたものでございます。第3目公民館費では、ことし3月の大震災に伴う計画停電の影響から夜間利用の制限を行いまして、非常勤職員の勤務時間が見込みを下回ったことにより、賃金で約320万円、公民館維持管理事業等の入札差金が生じたことから、委託料で約680万円の不用額が生じたものでございます。第4目図書館費では、光熱水費の経費節減や修繕計画の変更等によりまして、需用費で約1,730万円、図書館連絡車運行業務委託においての入札差金等が生じ、委託料で約450万円の不用額が生じたものでございます。第9目青少年育成費では、夏季休業中に小学校の耐震補強事業が実施されたこと、ことし3月の大震災によりビーイングを閉鎖した期間がありまして、非常勤職員の勤務日数が見込みを下回ったこと等から、賃金で約220万円、小学校の耐震補強工事に伴う放課後保育クラブの一時移設などに係る委託料で約270万円、鬼高小学校保育クラブ用建物借上げの入札差金が生じたこと等によりまして、使用料及び賃借料で約180万円、放課後保育クラブ室の改修工事の入札差金が生じたことから、工事請負費で約190万円の不用額が出ております。次に、予算執行の主な事業につきまして、平成22年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書に基づいてご説明申し上げます。資料5ページをお願いいたします。まず、就学支援課の私立幼稚園就園奨励費補助金等支給事業でございますが、私立幼稚園などに在園する幼児の保護者などに対して補助金を支給し、経済的な負担の軽減等を行いました。また、私立幼稚園幼児教育振興事業におきましても、私立幼稚園の設置者に対して補助金を支給し、幼児教育の振興を図ったものでございます。次に6ページをお願いいたします。義務教育課の少人数学習等担当補助教員事業につきましては、児童生徒に確かな学力を身につけさせるために小中学校に補助教員を配置いたしまして、少人数指導や小学校高学年における一部授業への教科担任制の導入等、わかりやすい授業やきめ細かい指導の充実を図ったものでございます。続きまして7ページをお願いいたします。義務教育の充実では、小中学校にライフカウンセラーを配置

するなど、児童生徒に対する教育相談の充実や学校運営上の諸問題への対応や、多様化する教育活動の充実のために各学校の校長の要望に応じましてスクール・サポート・スタッフの配置のほか、外国語指導助手などの派遣を行い、さまざまな支援を図ってまいりました。次に8ページをお願いいたします。教育センターの教育相談事業では、不登校児童生徒を対象にさまざまな活動を通して在籍学級への復帰を促すための適応指導教室の運営や、市民・学校からの依頼による教育相談を行いまして、相談者の悩みの解消を行いました。次に10ページをお願いいたします。教育施設課の小学校施設整備事業と13ページの中学校施設整備事業、この2点でございますけれども、耐震補強改修工事やトイレの改修などを実施いたしまして、学校の環境改善を図りましたほか、新規事業といたしまして太陽光発電システム設置工事を実施いたしましたものでございます。14ページの保健体育課、学校給食の充実でございます。給食調理員の退職者数に応じて、新たに2校の調理業務委託を進めるとともに、調理業務用の各種機械器具の整備を行いまして、食品衛生管理の推進と作業能率の向上を図りました。同じく14ページの学校給食費安定化食材購入緊急措置事業は、保護者の経済的負担を軽減させる目的で給食に用いる食材を現物で支給し、給食費の値上げを一時的に回避する措置を行いました。次に15ページをお願いいたします。ヘルシースクールの推進では、小学校5年生や中学校1年生を対象といたしました小児生活習慣病検診の実施や、新体力テストの結果分析により、生活習慣の改善に向けた取り組みを行ったものでございます。続きまして16ページをお願いいたします。地域教育課の青少年健全育成では、学校・家庭・地域の連携を目指すことを目的としたコミュニティサポート事業や、国から委託されました地域全体で学校教育を支援する学校支援地域本部事業などの取り組みを行ったものでございます。続きまして18ページをお願いいたします。生涯学習振興課の文化財の保護・活用でございます。国指定の史跡曾谷貝塚の公有化を引き続き進めるとともに、市内の埋蔵文化財の調査や指定文化財の維持管理を行ったものでございます。次に、ちょっと飛びまして21ページをお願いいたします。図書館の図書館活動事業では、図書館資料の適切な収集整理に努めたほか、21年4月に新たに開館いたしました市川駅南口図書館の運営も軌道に乗りまして、中央図書館、行徳図書館、信篤図書館、南行徳図書館、平田図書室と合わせ6館体制といたしまして、図書館のさらなる充実を図ったところでございます。最後に、ちょっと飛びますが、28ページをお願いいたします。青少年育成課の青少年健全育成でございます。学校施設などを活用いたしまして、放課後に地域の方々との触れ合いや異年齢交流ができる機会を提供するとともに、保護者が家庭にいない小学校1年生から3年生を対象に放課後保育クラブを運営いたしまして、放課後対策の充実を図ったものでございます。以上でございますが、この決算関係につきましては、9月の第3週目に開催さ

れる予定の決算審査特別委員会で審議が行われまして、その後議会で認定をされるという予定でございます。なお、以上で概要のご説明を申し上げましたが、ご質問等につきましては、各担当課等よりお答えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第26号につきましては、教育委員会として市長への意見は、なしということによろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、本案に対する教育委員会の意見は、なしといたします。以上で本日の議事は終了いたしました。皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

これもちまして平成23年8月臨時教育委員会を閉会いたします。

(午後6時3分閉会)

署名委員

委員長

守田川 進

委員

五十嵐 美子

委員

中村 心江